第 63 回　生命倫理・安全部会	資料 63-1-2
令和８年 10 月 13 日～10 月 16 日	

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律施行令案について（概要）

こども家庭庁 成育局 母子保健課
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
厚生労働省大臣官房厚生科学課、健康・生活衛生局難病対策課

１．制定の趣旨

○　ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律（令和８年法律第 70 号。以下「法」という。）については、令和８年７月 24 日に公布され、公布の日から起算して一年を経過した日（令和９年７月 24 日）から施行することとしている。

今般、法の施行に伴い、同法から委任された事項について規定するため、本政令を制定する。

２．政令案の概要

○　法第２条第３号の政令で定める技術（「ゲノム編集技術等」の範囲）

法第２条第３号における、ゲノム編集技術を含む、核酸その他の遺伝子の発現と密接な関係を有する物の構造又は機能に影響を及ぼすことで遺伝子の発現に影響を与え得る技術の範囲を定める。

○　法第３条ただし書の政令で定める要件（胎内移植を許容する要件）

法第３条ただし書に基づき、その胎内において胎盤の形成を開始する可能性がないものとして動物の胎内への移植を許容する場合の要件について定める。

○　法第６条第２項第１号イ及びロの政令で定める研究（基礎的研究の用途）

法第６条は、ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者に対して、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する計画書の届出義務を課すとともに、その手続について定めるものだが、同条第２項第１号における臨床研究以外の研究（基礎的研究）に係る、その具体的な届出の用途の内容について定める。

（※）この他、委任規定として、主務大臣の権限の委任に係るもの（法第 17 条第１項及び第２項）、経過措置に係るもの（法附則第６条）があるが、現時点では届出事務の処理等のために地方厚生（支）局長に権限を委任する必要が生じていないことや、経過措置を設けねばならない状況にないことから、本政令案ではこれらについては定めない。

３．根拠条項

○　法第２条第３号、第３条及び第６条第２項第１号

４．施行期日等

○　公布日：令和９年３月（予定）

○　施行期日：法の公布の日から起算して一年を経過した日（令和９年７月 24 日）